

有効期間満了日 令和11年3月31日

熊組対第584号

令和6年3月6日

特殊詐欺、不正薬物の密輸等に悪用される空き家（空き部屋）対策の推進について（通達）

見出しについては、これまでに「特殊詐欺、不正薬物の密輸等に悪用される空き家（空き部屋）対策の推進について（通達）」（令和4年10月25日付け熊組対第3202号、以下「旧通達」という。）により対策が講じられてきたところである。

このような中、特殊詐欺、不正薬物の密輸等においては、依然として詐取金や不正薬物の送付先に空き家（空き部屋）が利用されており、この種犯罪の取締りや被害防止の推進上、重要な課題となっている。

各所属においては、不動産業者に対し、合鍵等の管理の徹底や空き家（空き部屋）となっている管理物件に不審点を発見した場合には警察に通報するよう働き掛けるなど、引き続き、空き家（空き部屋）が特殊詐欺や不正薬物の密輸等に利用されない対策を推進されたい。

対策の推進にあっては「特殊詐欺、不正薬物の密輸等に係る「空き家（空き部屋）悪用対策シール」の周知について（通知）」（令和5年5月24日付け熊組対第1348号）に基づく取組（別添参照）の周知等にも留意されたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧通達は廃止する。

※ 別添（略）